

交通事故における柔道整復師施術料金目安表

(参考)

施術項目	認定額	適用	労災基準
初検料	2,970		2,475
初検時相談支援料	120	・初検時に職業復帰等に向けた施術内容・期間等を説明し、記録した場合に算定できます。	100
再検料	450	・初検料を算定した月は1回、翌月以降は月2回(暦月)、初算月の翌々月までの計5回が限度です。	375

後療3法				→ 施術2部位以内かつ初検から3ヶ月内の上限額(但し、骨折・不全骨折を除く)	
後療料	打撲・捻挫	一般	740	1,230	
		併施	850	1,420	
	脱臼	一般	770	1,280	
		併施	880	1,470	
	不全骨折	一般	770	1,280	
		併施	880	1,470	
		拘縮	1,080	1,800	
		併施	1,190	1,990	
	骨折	一般	910	1,520	
		併施	1,030	1,710	
		拘縮	1,220	2,040	
		併施	1,340	2,230	
電療料		660	1,100	・1日に2回以上または2種類以上の電療光線療法を行っても1回として算定します。	
電法料(※1)		120	200	・負傷当初から行った場合に加算できます。	
		110	190	・負傷日からの待機期間(骨折7日、打撲・捻挫5日)は算定できません。	

(※1)電法料には材料費を含みます。また、冷電法と温電法の重複算定はできません。

運動療法料	410	・各種運動器具を使用し20分以上運動療法(介達牽引を除く)を行った場合に、部位・回数に関係なく1日410円を算定できます。 ・1週間に1回程度及び1ヶ月(暦月)に5回を限度とし後療法時に算定できます。	340
-------	-----	---------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----

整復(固定・施療)料			
整復(固定・施療)料	打撲・捻挫	1,090	
	脱臼	10,080	股関節 ・不全脱臼、筋腱断裂は「打撲・捻挫」に準じます。
		8,930	肩関節 ・不全骨折を伴った脱臼は「脱臼」に準じます。
		4,030	肘関節、手関節、膝関節、足関節、手足指関節
		2,590	頸関節
	不全骨折	10,370	骨盤・大腿骨
		7,920	上腕骨、前腕骨、下腿骨、膝蓋骨、
		4,320	胸骨・肋骨・鎖骨
		4,030	手根骨、中手骨、足根骨、中足骨、手足指骨
	骨折	12,960	大腿骨、下腿骨、上腕骨、前腕骨
		5,900	鎖骨、手根骨、中手骨、肋骨、足根骨、中足骨、手足指骨

特別材料	打撲・捻挫	970	・整復固定時に金属副子等を必要とし使用、または施療時に弾力包帯等を必要とし使用した場合に1負傷部位について1回のみ算定できます。	970
	脱臼・不全骨折・骨折	1,620		1,620
包帯交換	打撲・捻挫	360	・次の包帯交換時に算定できます。但し最高6回までとなります。 ①初検時、②初検～1週、③1週～2週、④2週～3週、⑤3週～4週、⑥4週～	360
	脱臼・不全骨折・骨折	720		720
指導管理料		820	・1週間に1回程度及び1ヶ月(暦月)に5回を限度とし後療時に算定できます。	680
施術情報提供料		1,000	・骨折、脱臼等で応急施術後に医療機関へ文書を添えて患者を紹介した場合に算定できます。	1,000

(単位:円)

◇柔道整復料金と鍼灸・マッサージ等他の施術との併施は、すべて後療料に含まれるものとして認定します。

◇頸部・腰部捻挫における放散痛・自発痛は、主たる部位の所定料金のみを認定します。

◇骨折、脱臼、打撲捻挫に対する施術料には、膏薬・湿布等を使用した場合の薬材料、材料代を含みます。

◇打撲・捻挫の施術が初検から3ヶ月を超えて継続する場合は、施術の継続が必要な具体的な理由を施術証明書に記載して下さい。

◇施術が初検から1ヶ月を超えて継続する場合は、施術証明書を1ヶ月ごとに提出して下さい。

◇本表は当社独自の認定基準を示したものであり、自賠責保険や特定の団体等との協定・合意料金ではありません。